

平成28年11月9日

株主各位

日本山村硝子株式会社  
代表取締役社長 山村 幸治

中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社取締役会において決議いたしました第88期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)の中間配当金のお支払いにつき、下記のとおり決議されましたので、お知らせいたします。

敬具

記

当社定款第47条の規定に基づき、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 中間配当金          | 1株につき 金2円50銭  |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成28年12月2日(金) |

以上

---

中間配当金のお支払いについて

中間配当金のお支払いに関する書類は、第2四半期決算ご報告とともに、来る12月1日(木)にお届出ご住所あてにお送り申しあげる予定でございます。

敬具